

**令和2年度 特定非営利活動法人そよかぜねっと  
事業計画**

**(令和2年4月1日～令和3年3月31日)**

**1. 基本方針**

人とのつながりでゆっくり快復していく当事者の自立への歩みと社会参加を促進します。

- (1) 当事者ひとり一人のニーズに沿って、安心して過ごせる場、主体的に活動できる場、また就労をめざすための場を提供します。
- (2) 「精神障がい」への理解をさらに深めるための地域社会に向けた啓発活動をすすめていきます。
- (3) 支援の質の向上や人材育成を目的とした資格の取得、研修、講習会等研鑽に努めます。
- (4) コロナ感染症含め、感染症対策を徹底していきます。

**2. 実施計画**

(1) 就労継続支援B型事業

①安心して過ごせる場

日中の作業活動に参加するしないにかかわらず、就労をめざす方と居場所として利用する方が互いに思いやり、譲り合って時間を共有できるよう、環境整備に努めていきます。また、課題が出た時には、メンバー職員共に話し合い、居場所を作り上げていきます。

②主体的に活動できる場

グループ調理、土曜日開所、レクリエーション、施設外作業内でのリーダー業務などを通し、意欲的に自分の思いを発信し活動できる環境を提供していきます。

③就労をめざすための場

施設内外の作業を通し、得手不得手を知り、意欲的に作業に取り組めるよう環境を整えていきます。また、業者・単価・作業内容などの精査を行い、工賃向上をめざした取り組みをおこなっていきます。心身共に整い就労意欲が高まった方に対しては実習・就労準備を行うなど、施設内作業から就労準備までを一貫して行います。

(2) 就労定着支援事業

①就労～6か月まで

B型事業の職業指導員が、就労直後の変化に寄り添いサポートし、6か月後に定着支援員に引き継いでいきます。

②就労定着6か月目から

現在、定着支援事業を開始し、1年半が経ち、定着支援を利用する中での離職率は29%、定着支援を利用しない就労の離職率36%と、大きな開きがない状況です。

月に1回以上の面談、企業訪問により、生活・就労両面の課題の解決を行い、就労の定着を応援し、離職率の15～20%への低下を目ざします。また、就労後の適性の違いなどから、就労継続が困難と判断した場合は、速やかに関係機関と連携を取り、新たな就労環境の提案、準備、転職支援、転職後の定着支援を行います。

### (3) 共同生活援助（グループホーム）・短期入所（ショートステイ）事業

利用者一人一人が自分なりのライフスタイルを作っていけるように、一緒に考え、見守り、手伝い、生活の基盤を支えていきます。

1. 自分で考えて行動し、生活に必要なことを自分でできるよう（洗濯・掃除・時間管理）サポートします。
2. 自分で使うお金を自分で計画していけるよう、生活費管理の手助けを行います。
3. グループホームでの生活の基盤を作り、新しい生活に慣れるよう、健康管理・不安への寄り添いに努めます。
4. 地域行事への参加を一緒に行い、地域の方とのコミュニケーションを図っていきます。
5. 令和2年度にグループホーム利用者を4名とすることを目ざします。

(定員6名)

6. 青山地区、関係機関に対しグループホームの啓発・PR活動を行っていきます。
7. 5月より2名入居開始予定
8. 短期入所では、家族のレスパイトケアや入院時などの緊急的な活用、当事者の自立に向けた生活支援のサポートを行います。

### (4) 地域への啓発活動

- ① 「そよかぜねっと通信」の発行
- ② 「やすらぎニュース」の発行
- ③ ホームページに新たに共同生活援助・短期入所を新たに加えます。  
定期的にホームページの見直し、更新を行い内容の充実に努める

### (5) メンバー・家族への情報提供、啓発活動

精神障がいに関する情報・知識を分かち合う場となることを目的に家族向け、メンバー向けの勉強会を各年1回行います。また、勉強会だけでなく、電話や面談など含め相談や様々な機会を活用し、家族との相互理解・連携を深めることができるよう努めます。

### (6) 感染症対策について

危機管理マニュアル、感染症対策マニュアルの見直しを行い、常に迅速な対応、職員間の連携、対応ができるよう準備を行っていきます。常日頃より職員、利用者含め手洗い消毒、マスクといった基本的な予防対策、換気対策をおこない感染症予防に努め

ていきます。今回のコロナ感染症に伴い、今後感染症拡大の緊急事態宣言時には、行政の要請に応じて適切に事業を転換して、職員・通所者の配置を検討、とくに家に居残る通所者の生活支援のつながりを絶やさないように工夫を行っていくようにします。

(7) 支援のための体制づくり

①職員体制の確立

人員配置基準にのっとり、支援が行き届くよう十分な人員を確保できるよう、職員の充足に努めます。

②職員研修の充実

業務への取り組み意欲と資質の向上を図るため、各種研修や資格取得支援の充実を図ります。

**3. 事業の実施に関する事項**

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従業者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額(千円)
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	就労継続支援 B 型事業所「やすらぎ工房」の運営	月～金 9：00～ 17：00	法人施設	8名	三木市及び周辺市域で在宅生活をする精神障がい者等 延べ 4,800 人	54,185
	就労定着支援事業の運営	月～金 15：00～ 17：00	法人施設 当事者自宅 雇用先	3名	就労定着支援を利用する対象者及び就労先企業の担当者 延べ 180 人	
	共同生活援助・短期入所事業所「そよかぜはうす」の運営	月～日 7：00～ 20：00 (当面 24 時間体制)	法人施設	8名	三木市及び周辺市域で共同生活援助を利用する精神障がい者 延べ 100 人	

精神保健福祉等に関する啓発事業	法人機関紙並びに広報誌の発行	年8回	法人施設	8名	地域住民及び市民、関係機関 延べ1,000人
精神障がい者等と地域住民との交流事業	バザー・地域イベントへの参加	年7回	法人施設	30名	地域で生活する精神障がい者等 延べ100人

(2) 事業実施計画 (令和2年4月1日から令和3年3月31日)

月	やすらぎ工房行事	そよかぜほうす行事	地域行事
4			
5			
6			
7			公園清掃
8	家族勉強会		
9	防災訓練	防災訓練	
10	三木市スポーツ大会 緑が丘文化祭		公園清掃・大運動会
11	メンバー向け勉強会・青山文化祭		防災訓練・文化祭
12			餅つき大会
1	日帰り旅行		
2			
3	防災訓練	防災訓練	

予定は、状況により変更することがあります。